

令和元年 6 月 6 日

区内地域密着型サービス事業所 管理者様

介護保険課長 関本 ますみ

## 要配慮者施設(介護保険施設)における 非常災害対策計画の作成等の状況調査について(依頼)

日頃より、新宿区の介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、標記の件について東京都福祉保健局から依頼がありましたので、下記のとおり調査へのご協力をお願いします。

### 記

#### 1 調査内容

##### (1) 全事業所対象

地域密着型サービス事業所は「新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」により非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けられております。

については、別紙調査票問1～問26に計画の内容及び、訓練の実施状況を回答してください。

##### (2) 浸水想定区域内にある事業所

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(介護保険施設等)は、水防法により避難確保計画の作成及び区への提出が義務づけられております。

については、別紙「浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」に記載されている事業所は、調査票問27～問31を回答してください。

#### 2 送付物

##### (1) 調査票

##### (2) (別紙)浸水想定区域内に所在する配慮者利用施設一覧

##### (3) 非常災害対策計画と避難確保計画の比較

#### 3 様式の掲載先

(1) 当該調査について新宿区介護保険課のホームページに掲載しておりますので、適時電子データをダウンロードしご活用ください。

(2) 非常災害対策計画策定の参考となる資料として、平成 28 年 9 月 9 日付厚生労働省通知を同ページに掲載しております。

[介護保険課ホームページ] [http://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/kaigo01\\_002082.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/kaigo01_002082.html)

新宿区ホーム >くらし >保険・年金・税金 >介護保険 >介護サービス事業者の方へ  
>要配慮者利用施設(介護保険施設)における非常災害対策計画

#### 4 提出方法

記入した調査票をメール又は郵送で、新宿区介護保険課推進係指定担当宛てまでお送りください。

5 提出期限 令和元年6月24日(月)

#### 6 留意事項

- (1) 同一施設内で複数のサービスを行っている事業所は、サービス種別ごとに回答してください。
- (2) (1)の施設で1の計画を作成している場合は、内容が網羅されていればそれに係る全ての事業所において作成済みとして回答してください。
- (3) 「浸水想定区域内に所在する配慮者利用施設一覧」に記載のある事業所で、避難確保計画を新宿区危機管理課へ提出していない事業所は、危機管理担当部危機管理課危機管理係へお問い合わせください。

[危機管理課ホームページ] [https://www.city.shinjuku.lg.jp/anken/kikikanri01\\_002207.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/anken/kikikanri01_002207.html)

#### 【問い合わせ及び提出先】

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1

新宿区福祉部介護保険課推進係

担当:内田・金子

TEL 03-5273-4212(直通)

FAX 03-3209-6010

Email:kaigo-shitei@city.shinjuku.lg.jp